

平成 23 年 12 年 22 日

エコマーク料金制度等の一部見直しについて（ご説明）

財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

エコマーク事業は、皆様からいただく「認定審査料」及び、認定商品のライセンス維持・管理に係る「エコマーク使用料」によって運営しております。かねてより使用料については、エコマーク商品の売上高の算定事務が難解かつ煩雑であるといったご指摘や、料金の負担割合についてのご意見を多くいただいております。他方、平成 17 年実施の料金制度改定や、平成 20 年 1 月に起こった環境偽装等の影響などにより、結果的にエコマーク全体の使用料収入は平成 17 年の料金制度改定前の水準より大幅に減少しております。このような背景の下、今般、平成 24 年 4 月 1 日付でエコマーク料金制度等の一部見直しを行うことになりました。

1. エコマーク商品の売上高報告に係る使用契約者の事務負荷軽減

（実施事項）

エコマーク認定商品の売上高合計から使用料を求める際に、計算を不要にします（売上高区分ごとの使用料に変更）。

「支払対象期間」と「報告対象期間」の二種類の期間を報告し易い期間に集約（一本化）します。推定による売上高と実績による売上高の二種類の報告を一本化し、実績値によるものとします（日数による按分等の計算を廃止）。

「エコマーク使用料の支払い等に関する契約書」と「エコマーク使用契約書」を、「エコマーク使用基本契約書」に一本化します。

（内容の説明）

エコマーク認定商品の売上高合計から使用料を求める際に、計算を不要にします。

現行の方式では、使用料算定の際に難しい計算が必要でしたが、新料金規定は売上高区分ごとに階段状に使用料を設定しましたので、この計算が不要になりました。

「支払対象期間」と「報告対象期間」の二種類の期間を報告し易い期間に集約（一本化）します。

支払対象期間と報告対象期間の関係が理解し難いとのことご指摘を多くいただいておりますが、今回の見直しで「認定期間」に一本化し、これまでの二種類の期間（月日）を一致させました。この「認定期間」は現行のエコマーク使用期間に相当します。従来の支払対象期間の開始日の翌月 1 日を基準日とする 1 年間とし、これまでと同様に毎年更新されます。平成 24 年 4 月以降は従来の報告対象期間に係わらず基準日直前 1 年間（前年度）の実績売上高の集計結果をそのまま、エコマーク商品の売上高報告に使用できるようにしました。これにより、エコマーク商品の管理業務が著しく簡素化されます。

推定による売上高と実績による売上高の二種類の報告を一本化し、実績値によるものとします。

推定による売上高と実績による売上高の二種類の報告を一本化し、前年度の認定期間における売上高実績値を報告していただく方式に変更します。「エコマーク商品売上高（出荷販売額）実績（または推定）報告書」及び「エコマーク商品売上高（出荷販売額）確定報告書」の二種類の報告書は

一種類に集約します。今後は前年度の売上高実績値を用いて当年度の使用料をご請求し、あわせて、前年度の使用料に関する確定精算もさせていただきます。また、従来お願いしておりました対象期間内の販売日数の売上高から、販売日数に応じて計算していただく日数按分等の複雑な計算は不要となります。

売上高報告書については、従来、次期支払対象期間開始日前日の30日前までにご提出いたしておりましたが、今後は毎年の「認定期間」終了後30日以内にご提出いただくこととなります。

次期支払対象期間開始日が平成24年4月以降の契約者より適用となります。

「エコマーク使用料の支払い等に関する契約書」と「エコマーク使用契約書」を、「エコマーク使用基本契約書」に一本化します。

既に認定を取得している契約者が、新たな商品の認定を取得した場合には、その度に「エコマーク使用契約書」の取り交わしを行っていましたが、今後は廃止します。（「エコマーク使用契約書」の条項は新契約書に盛り込まれ、制度一部見直し後の最初に締結いたします。なお、「エコマーク商品認定審査申込に対する結果通知書」及び「エコマーク商品認定証」は従来通り発行しますので、認定の証としてご利用いただけます。）

これにより、申込商品の認定毎に、契約書への社印および代表者印の押印をお願いしておりましたが、今後はこの押印はエコマークに初めて契約いただく際の一回のみになり、事務手続きが軽減されます。

## 2. エコマーク商品認定審査料

変更はありません。

## 3. エコマーク使用料の見直し

（実施事項）

現行の使用料（表1-1）を廃止し、新たな使用料（表1-2）を適用いたします。

移行措置を設けます（使用料激変の緩和の配慮）

（内容の説明）

現行の使用料（表1-1）を廃止し、新たな使用料（表1-2）を適用いたします。

新しい料金設定に移行いたします。変更点は本資料末尾の付表をご確認下さい。使用料の金額につきましては、収入減の下で、これまで数年にわたり経費削減等により、現行の使用料水準の維持に努めてまいりましたが、今後のエコマーク事業の維持・発展のため、これを見直すことといたしました。この結果、誠に遺憾ながら、一部の使用契約者様におかれましては、現行の使用料よりも若干の値上げをさせていただくことになりました。

あわせて、エコマーク認定商品の売上高合計から使用料を求める際に、表から使用料の金額を直接ご確認いただけます。計算は一切不要になりました。

移行措置を設けます（使用料激変の緩和の配慮）

使用料の上限金額については、急激な負担増となる使用契約者に配慮し、平成23年度末時点で既契約である契約者に対しては移行措置を設けます。具体的には、移行初年度にあたる平成24年度は、表1-2において、合計売上高区分が200億円超の場合は一律150万円（別途消費税）といたします。

なお、既にお支払いいただいた平成23年度分のエコマーク使用料に関する確定等につきましては、現行の「エコマーク使用料の支払い等に関する契約書」に基づき表1-1を用いて算出いたします。

表 1-1 エコマーク使用料【現行】

(1,000 円未満切り捨て、別途消費税)

認定商品の 合計売上高区分	使用料 (円/エコマーク使用者あたり1年間) 算定式	使用料金範囲
0~1,000万円以下	一律 10,000 円	1 万円
1,000 万円超 ~1 億円以下	$10,000 + 0.001 \times (\text{売上高} - 10,000,000)$	1 万円 ~ 10 万円
1 億円超 ~ 10 億円以下	$100,000 + 0.00065 \times (\text{売上高} - 100,000,000)$	10 万円 ~ 68 万 5 千円
10 億円超 ~ 41 億 5 千万円以下	$685,000 + 0.0001 \times (\text{売上高} - 1,000,000,000)$	68 万 5 千円 ~ 100 万円
41 億 5 千万円超	一律 1,000,000 円	100 万円

表 1-2 エコマーク使用料【新】

エコマーク認定商品 の合計売上高区分	使用料 (別途消費税)
~ 10 万円以下	10,000 円
10 万円超 ~ 2,500 万円以下	30,000 円
2,500 万円超 ~ 5,000 万円以下	50,000 円
5,000 万円超 ~ 7,500 万円以下	75,000 円
7,500 万円超 ~ 1 億円以下	100,000 円
1 億円超 ~ 1 億 7,500 万円以下	150,000 円
1 億 7,500 万円超 ~ 2 億 5,000 万円以下	200,000 円
2 億 5,000 万円超 ~ 3 億 2,500 万円以下	250,000 円
3 億 2,500 万円超 ~ 4 億円以下	300,000 円
4 億円超 ~ 4 億 7,500 万円以下	350,000 円
4 億 7,500 万円超 ~ 5 億 5,000 万円以下	400,000 円
5 億 5,000 万円超 ~ 6 億 2,500 万円以下	450,000 円
6 億 2,500 万円超 ~ 7 億円以下	500,000 円
7 億円超 ~ 8 億 5,000 万円以下	600,000 円
8 億 5,000 万円超 ~ 10 億円以下	700,000 円
10 億円超 ~ 20 億円以下	800,000 円
20 億円超 ~ 30 億円以下	900,000 円
30 億円超 ~ 40 億円以下	1,000,000 円
40 億円超 ~ 50 億円以下	1,100,000 円
50 億円超 ~ 60 億円以下	1,200,000 円
60 億円超 ~ 80 億円以下	1,300,000 円
80 億円超 ~ 100 億円以下	1,400,000 円
100 億円超 ~ 200 億円以下	1,500,000 円
200 億円超 ~ 300 億円以下	2,000,000 円
300 億円超 ~ 500 億円以下	2,500,000 円
500 億円超 ~	3,000,000 円

注：平成 23 年度時点で既契約である使用契約者に関しては、平成 24 年度の使用料支払いに際し、表 1-2 中の合計売上高区分が 200 億円超の場合は一律 150 万円（別途消費税）とします。

#### 4. スケジュール(予定)

- 平成 23 年 12 月 20 日 既契約の使用契約者の方について、使用料支払担当者の方宛に事務文書(本お知らせ)を郵送させていただきました。
- 平成 23 年 12 月 22 日 ホームページで公表いたします。
- 平成 24 年 1 月 メールマガジンで公表いたします。
- 平成 24 年 1 月 東京と大阪で説明会を開催いたします。  
大阪：1 月 20 日(金) 14:00～15:00(会場：大阪 ATC)  
東京：1 月 26 日(木) 14:00～15:00(会場：当協会)  
参加を希望される方は、別添の開催概要をご覧のうえ「参加申込フォーム」にて、当事務局あて FAX：03-5643-6257 にてお申込みをお願いします。  
(別添「エコマーク料金制度等の一部見直し」説明会)
- 平成 24 年 3 月 既契約の使用契約者の方について、事務手続きに関する詳細文書、および「エコマーク使用基本契約書(契約変更)」締結等のご案内を、使用料支払担当者の方宛に郵送させていただきます。
- 平成 24 年 4 月以降 各社の基準日に応じて順次、平成 24 年度の使用料の支払手続きをお願いしてまいります。

以上

(付表) 今回の料金制度等の一部見直しによる、変更点を整理すると下表のとおりです。

注：表中の金額は、消費税を含まない。

項目	摘要	変更
1) 審査料	(現行) 2万円/1認定審査 従来通り	無
2) 使用料		
使用料の算定の対象	(現行) エコマーク認定商品の売上高を対象に算出 従来通り	無
売上高の報告方法	(現行) 「実績(または推定)報告書」と「確定報告書」 「実績(または推定)報告書」と「確定報告書」を統合するなど、報告方法と内容を大幅に簡素化(=>認定商品に係る売上高管理の日常的な事務負担と売上高推定等の負担を軽減)、 売上高の金額は、実績主義に移行する。	有
	(現行) 「支払対象期間」と「売上高報告期間」が別 「支払対象期間」と「売上高報告期間」を統合し、しくみを簡明にする。	有
使用料(金額) ・使用料の下限	(現行) 売上高 1000万円以下: 1万円 下限1万円は変更せず。 対応する売上高の範囲については限定する。	無 有
・使用料の上限	(現行) 売上高 41.5億円超: 100万円 上限の撤廃も検討されたが、撤廃せずに従来通りとし、上限を設けることとした。 上限を300万円とする。 ・平成23年度末時点での既契約者 150万円(平成24年度)[使用料激変を緩和するための移行措置] 300万円(平成25年度~) ・平成24年度以降の新規契約者 300万円	無 有
・下限と上限の間	現行「売上高-使用料」の関係(表1-1)に配慮して、売上高に対して使用料を階段状に設定し、表形式で提示する(表1-2)。なお、新規の「売上高-使用料」設定に際しては、同一売上高に関する使用料激変の緩和に配慮した。	有
使用料の提示方法	(現行) 下限と上限の間の使用料は、売上高の一次関数として掲出 使用料は表形式で掲出(=>計算を不要にした)	有
使用料の支払い方法	(現行) 全認定商品を対象に1年分を一括払い 従来通り	無
支払対象期間	(現行) 支払対象期間(1年間) 従来支払対象期間の開始日の翌月1日を基準日とする「認定期間」(1年間)に変更。	有
報告対象期間	(現行) 各社毎に定めた報告対象期間で支払対象期間とは異なる期間 基準日の直前1年間(前年の認定期間)に変更。	有
マーク使用契約期間	(現行) 1年間 従来通り【「認定期間」として使用料支払いの継続に基づく、実質1年。】	無
商品認定の有効期限	(現行) 契約の継続を前提として、認定基準の有効期限で決まる 従来通り	無
契約書	(現行) 「エコマーク使用契約書」(商品認定単位で締結。申込-認定の都度締結) 「エコマーク使用料の支払い等に関する契約書」(最初の商品認定時に締結) 新しい「エコマーク使用基本契約書」で一本化。認定毎の締結を不要にする(=>使用契約者の社内決裁の事務負担軽減。)	有